

令和6年度 包括外部監査（令和7年3月26日報告） 【指摘事項】

テーマ：債権管理～不納欠損について～

対象部局：収納課、生活支援課、住宅政策課

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
1	収納課	3 市税等 3-3 財産調査項目の記載について 普通徴収の市県民税に係る債権管理において、国内転出の確認の日付に齟齬がある。財産調査項目チェック表の実態調査等の調査日が令和2年1月5日となっているが、本来は令和3年1月5日である。	措置 (完了)	本件事案は、地方税法第15条の7に基づき滞納処分の執行を停止する際に作成する「執行停止何書」の添付書類、「財産項目チェック表」の作成過程において、同表への調査日の記載を誤ったことが原因です。 指摘があった点については、直ちに修正し、併せて、執行停止の判断について検証行いましたが、調査結果に当該誤記の影響はなく、停止判断は妥当であります。 なお、上記を受けて、令和6年度中に作成した同表253件について、全件再確認を行い正確な記載を確保した上、書類作成者以外の者が、記載内容について滞納管理システムの記録等との突き合わせを行うなど、複数チェックについて徹底を図りました。 令和7年8月29日措置通知 市長
2	収納課	3-11 財産調査の適正な実施について 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税に係る財産調査において、不動産について、該当事所有土地は「子及び子の妻共有名義の家屋に係る抵当権設定あり、私債権に劣後」と記載されているが、滞納整理の経過記録簿である記事一覧表によると、当該家屋は「H31.1築」とされており、抵当権設定以前の納期限分については劣後しない。 担当課への質問の結果、登記簿より抵当権設定は平成31年1月29日であり、抵当権設定前の法定納期限等分については税が優先するため、錯誤との回答を得た。記事一覧表の記載も含めて、財産調査の内容を適切に検証し、適切な処理が必要である。	措置 (完了)	本件事案は、地方税法第15条の7に基づき滞納処分の執行を停止する際に作成する「執行停止何書」に記載した、停止理由の記述を誤ったものであり、不動産の登記簿調査の際、当該不動産に抵当権が設定されていたため、税債権が「私債権に劣後」と誤認したことが原因です。 指摘があった点については、直ちに修正し、併せて、執行停止の判断について検証行いましたが、法廷納期限等が抵当権設定以前の税債権については、私債権に優先するものの、当該不動産の状況や滞納者の生活状況等に鑑みて停止判断は妥当であります。 なお、上記を受けて、令和6年度中に作成した同何書253件について、全件再確認を行い正確な記載を確保した上、書類作成者以外の者が、記載内容について滞納管理システムの記録等との突き合わせを行うなど、複数チェックについて徹底を図りました。 令和7年8月29日措置通知 市長
3	収納課	3-19 滞納者の状況調査項目の記載について 固定資産税及び軽自動車税に係る債権管理において、不納欠損事由や不納欠損額を記した調書である欠損処理調書の滞納者の状況調査の該当事由に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるときとし、調査結果として、「生活困窮世帯（借家）」と記載されているが、正しくは「生活困窮世帯（持家）」である。当該資料は欠損処理を実施した根拠となる資料であり、また、固定資産税の欠損処理調書において借家であることは通常考えられない。 二重チェックなどを行い、ミス防止に努めるべきである。	措置 (完了)	本件事案は、地方税法第18条第1項に基づき不納欠損処理を行う際に作成する「不納欠損処理調書」に記載した、財産調査結果の記述を誤ったものであり、不納欠損処理の前段で作成する「滞納処分執行停止決裁書」の作成過程において、誤った区分を記載したことが原因です。 指摘があった点については、直ちに修正し、併せて、執行停止の判断について検証行いましたが、滞納者の生活状況等に鑑みて停止判断は妥当であり、不納欠損処理についても同様であります。 なお、上記を受けて、令和6年度中に作成した同書253件について、全件再確認を行い正確な記載を確保した上、書類作成者以外の者が、記載内容について滞納管理システムの記録等との突き合わせを行うなど、複数チェックについて徹底を図りました。 令和7年8月29日措置通知 市長
4	生活支援課	4 その他 4-1 債権管理システム(CARS)への情報登録について 生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収金（非強制）に係る債権管理において、平成26年6月30日以前の支弁に係る同法第78条徴収金であるため本来は非強制公債権であるが、債権管理システム（CARS）に誤って強制公債権として登録した。 本件では、強制公債権として行使可能な権限は行使していなかったため法令違反はなかったが、登録誤りによって、法令違反を惹きしかねないため、十分注意する必要がある。	措置 (完了)	今般の非強制公債権を強制公債権として誤って債権管理システム（CARS）に登録した件は、令和2年度以前に発生した債権の根拠資料である「返済計画書」に債権の強制・非強制の区分や発生日、納付期限、督促日等が明記されていなかったことが原因です。 指摘のあった点については、令和3年度から「返済計画書」に強制・非強制の区分、債権内容、債権発生日、納付期限、督促発生日等を記載する様式に変更し、誤登録がないよう改善を図っております。 また、その返済計画書をもとに債権管理システム（CARS）に登録管理し、ダブルチェックにより誤登録の防止に努めております。 令和7年8月29日措置通知 市長

令和6年度 包括外部監査（令和7年3月26日報告） 【意見】

テーマ：債権管理～不納欠損について～

対象部局：収納課、生活支援課、住宅政策課

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応状況の別	内 容
1	収納課	3 市税等 3-1 滞納処分の停止処理の適時性について 特別徴収の市県民税及び法人市民税に係る債権管理において、破産手続き廃止以後、遅滞なく滞納処分の停止処理を実施することで管理すべき債権が減少し、市担当者の業務通減を図るべきと考える。	措置 (完了)	滞納処分の執行停止基準を明確化し、公平公正かつ迅速に実施するため、令和7年3月28日に「市税等滞納処分執行停止事務取扱基準」を定めました。 令和7年8月29日措置通知 市長
2	収納課	3-4 滞納処分の優先度の判断基準について 特別徴収の市県民税に係る債権管理において、高額滞納者の滞納処分など優先度の高い案件を重点的に対応したため執行停止処理をせず5年が経過し、地方税法第18条による5年の消滅時効により不納欠損処理となっている。 しかし、優先度が高いかどうかの判断基準が不明であり、担当者個々人の判断に委ねられることは妥当ではなく、優先度の判断基準を決めておくことを検討するべきである。 また、執行停止処理をしない場合その理由も記載しておくべきと考える。	措置 (完了)	滞納処分の執行停止基準を明確化し、公平公正かつ迅速に実施するため、令和7年3月28日に「市税等滞納処分執行停止事務取扱基準」を定めました。 また、執行停止を検討した際に、停止処理をしないと判断した事案については、滞納管理システムにその旨記載することとしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
3	生活支援課 収納課	4 その他 4-2 債権管理業務を行う体制の整備について 生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収金（強制）に係る債権管理において、平成30年4月に債務者から分納計画の提出を受けたが、平成30年7月には納付が途切れた。一方、令和元年9月に金融機関に40万円ほどの預金残高があることが判明したのであるから、強制徴収公債権の権限として債権差押えを行うべきであった。 この点、担当者が1名であり、他の業務と兼務で行うなど、恒常的なマンパワー不足であり、差押えができなかったとのことである。 当該状況については、令和3年度から担当を含めた体制見直しと併せ収納課との連携により、納付相談や滞納処分（差押え）を実施するなど、現在は臨時的な業務も迅速に行える体制の改善が図られているものとする。	措置 (完了)	【生活支援課、収納課】 今般の預金残高判明後に強制徴収公債権の権限として債権差押えを行わなかったことについては、情報共有不足と債権管理体制が不十分であったことが原因です。 意見のあった点については、令和3年度から、担当を含めた体制を見直し、研修・マニュアル等により債権管理の知識を深めるとともに、困難案件は収納課と連携して納付相談や滞納処分（差押え）を行うなど、課内で情報共有を図りながら債権管理の体制強化を図っております。 令和7年8月29日措置通知 市長
4	生活支援課	4-8 督促状の記録について 生活保護費戻入金（非強制）に係る債権管理において、督促状が債務者に到達したか否か、到達したとしてその年月日が記録上明らかでない。時効中断（更新）効を有する督促の到達の有無や年月日を確実に記録しておくことは債権管理の基本であり、督促状の到達の有無や年月日等を含む債権管理に係る重要な事実は正確に記録するよう努めるべきである。	措置 (完了)	今般の督促状送達日及び返戻日等の記録が明確でなかったことについては、令和2年度以前に発生した債権の根拠資料である「返済計画書」に督促日発送日や返戻日等が明記されていなかったことが原因です。 意見のあった点については、令和3年度より「返済計画書」に強制・非強制の区分、債権内容、債権発生日、納付期限、督促発送日等を記載する様式に変更し、その返済計画書をもとに登録漏れが無いよう債権管理システム（CARS）にも登録しております。 また、督促状等の文書送達内容を債権管理システム（CARS）に登録後、登録内容のダブルチェックを行い誤登録の防止に努めております。 令和7年8月29日措置通知 市長
5	住宅政策課	4-9 連帯保証人の徴求について 市営住宅使用料に係る債権管理において、本件は、仮入居案件（従前の住居が火事などの理由で住めなくなり緊急に住居の確保が必要であった案件）で仮入居時に連帯保証人が不要であり、結果として、保証人をつけられないまま、長期間が過ぎた。 親族等が連帯保証人になっていれば、滞納家賃の請求が可能であるとともに、残置物の処理において、連帯保証人に協力を得やすかった。なぜならば、残置物があることによって、退去が遅れ、滞納家賃が増えることを嫌う親族などの連帯保証人が残置物の処理に協力的になるからである。 本件のように、相続財産清算人の選任を申し立てるとなると、申立費用などの金銭面での負担が発生するとともに、終了まで時間がかかり、非効率である。 入居後に連帯保証人が死亡した場合、特に独居入居者については、可能な範囲で保証人を徴求するように運用されたい。	措置 (完了)	本件については、仮入居期間が経過し、滞納の解消及び連帯保証人の徴求を行っていましたが、本人の債務整理の申し立てや指定難病による体調悪化により、思うように進捗しないまま名義人が死亡しました。その後、法定相続人を調査して特定し、催告書も発送しましたが、その相続人も相続放棄により、相続人不存在となり、相続財産清算人の申し立てし、配当無しの上、滞納整理を行いました。 意見のあった点については、本市としても今後増加することが予想されることから、機関保証も含め、連帯保証人の積極的な確保と適正な管理に努めてまいります。 令和7年8月29日措置通知 市長
6	住宅政策課	4-10 市営住宅賃料債権の債務名義取得について 市営住宅使用料に係る債権管理において、本件は、一部の債権は回収できたものの、大部分は時効によって消滅し回収できなかった案件であった。 ただし、本件は、入所者と連帯保証人がいる案件であり、両名とも壮年で一定の収入がありそうであったのだから、両名と強制執行認諾文言付の公正証書を作成することや、連帯保証人に対して支払督促の申し立てを行ってもよかったかもしれない。	措置 (完了)	市営住宅使用料等に係る債権管理においては、市営住宅滞納整理マニュアルを策定し、関係法令の説明や具体的な対応方法の周知を行い実践していますが、今後につきましては、それでも滞納が解消されない名義人及び連帯保証人に対して、意見のあった債務名義取得など積極的に法的措置を検討してまいります。 令和7年8月29日措置通知 市長